

体育社会学専門領域賞選考規程

2017（平成29）年9月9日 制定

2019年（令和元）年9月10日 改正

（目的）

第1条 日本体育学会体育社会学専門領域は、体育社会学分野における正会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として、体育社会学専門領域賞（以下、専門領域賞と言う）を授与する。

（対象）

第2条 「専門領域賞」は、正会員によって審査年度の前年度を含む3年間に発表された体育社会学領域の研究に関する著書、論文を対象として顕著な功績があったものに対して授与することができる。

（審査委員会）

第3条 専門領域賞の選考のため、専門領域賞審査委員会を学生研究奨励賞審査委員会とは別に設置する。

- 2 専門領域賞審査委員会は7名（内、委員長1名）の委員で構成される。
- 3 任期は、4年とし、その期間は評議員任期（2期）に準ずる。
- 4 以下の項目にあてはまる著書、論文については、当該委員は審査できない。
 - (1) 審査委員自らが共著者となっている著書、論文
 - (2) 審査委員が所属している組織の構成員の著書、論文、あるいはその組織から何らかの利益（賞、研究費等）を得ている者の著書、論文

（審査委員候補者推薦委員会）

第4条 専門領域賞の選考のため、専門領域賞審査委員会の候補者7名を推薦する審査委員候補者推薦委員会を設置する。

- 2 推薦委員会は、現行の代表、前代表（会長）、事務局長、監事（2名）、及び評議員会で選任された評議員若干名を含む7名で構成され、現行の代表を委員長とする。
- 3 推薦委員は、専門領域賞審査委員会委員の候補者を選定し、選定された候補者を評議員会に推薦する。

（審査委員の選考手順）

第5条 審査委員（7名）については、審査委員候補者推薦委員会から評議員会に推薦された候補者について評議員会の議を経て、決定し、総会に報告する。

（選考手順）

第6条 体育社会学専門領域に所属する正会員は、所属機関が異なる2名以上の連名により、「専門領域賞」1編を推薦することができる。

- 2 推薦にあたっては、1編につき1通の推薦書を添付して、毎年5月末日迄に書面又は電磁的方法（電子メール）にて事務局宛に提出するものとする。
- 3 推薦書については、下記の項目を記入することとし、未記入項目がある場合は無効とする。
 - (1) 推薦書の提出期日
 - (2) 候補者（賞を受ける者）および所属機関
 - (3) 推薦者（直筆署名、捺印のこと）および所属機関。連名の場合は全員の分とする推薦者の連絡先。連名の場

合は代表者とする

- (4) 推薦する題目名：記載方法は「日本体育学会体育学研究投稿の手引き」を参考にすること
- (5) 推薦理由：400字程度
- 4 前3項の推薦書は、電磁的記録（PDFファイルおよびスキャナ保存）後、機密保持のため第三者に解読されないパスワードを設定する。
- 5 審査は、推薦された著書、論文を7名の審査委員が以下の視点で審査し、1編を選考、決定する。

（審査の視点）

第7条 審査の視点は、以下の8項目とする。

- (1) 体育社会学の学問的専門性
- (2) 課題設定の独創性・新規性
- (3) 研究目的の明解性
- (4) 先行研究の検討の着実性
- (5) 研究方法の妥当性
- (6) 論文全体の論理性
- (7) 研究結果の客観性・信頼性
- (8) 今後の発展性・将来性

（審査結果の確定）

第8条 審査委員長は、体育社会学専門領域評議員会に結果と審議経過を報告し、評議員会の了承をもって最終決定とする。

（授与）

第9条 日本体育学会体育社会学専門領域代表は、当該年度の日本体育学会開催期間中に受賞者に対して賞状及び副賞を授与する。

（改廃）

第10条 本規程の改廃は、日本体育学会体育社会学専門領域評議員会において決定し、体育社会学専門領域総会に報告する。

附則

1. 本規程は、2017（平成29）年9月9日より施行する。